

障害者虐待の県内の現状と虐待防止対策について

今日の内容

1. 障害者虐待防止法について
2. 令和5年度虐待対応状況調査結果（県）
3. 事業所における障害者虐待防止対策

1. 障害者虐待防止法について

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

目 的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定 義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

障害者虐待の早期発見と通報義務・通報者の保護について

第六条 第二項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。



(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

通報は、すべての人を救う

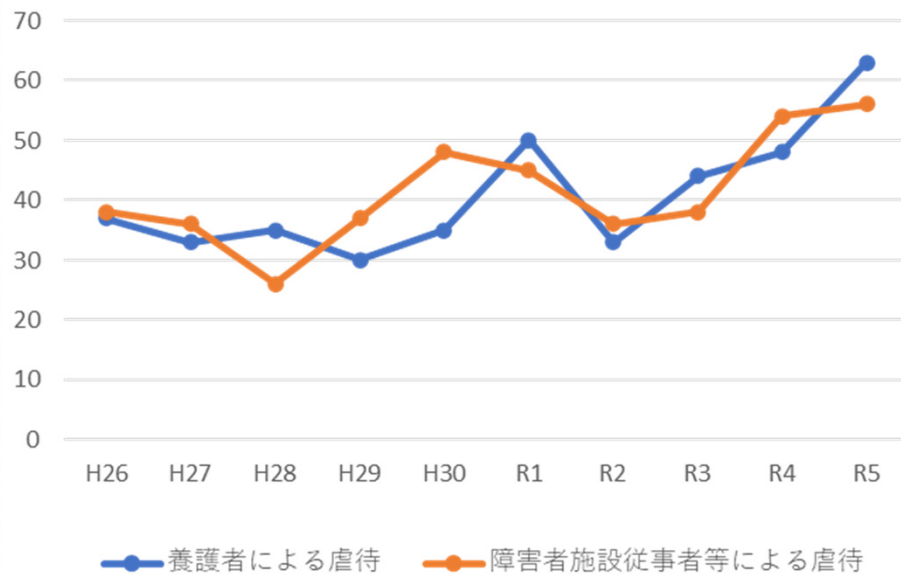
- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

2. 令和5年度虐待対応状況調査（県）

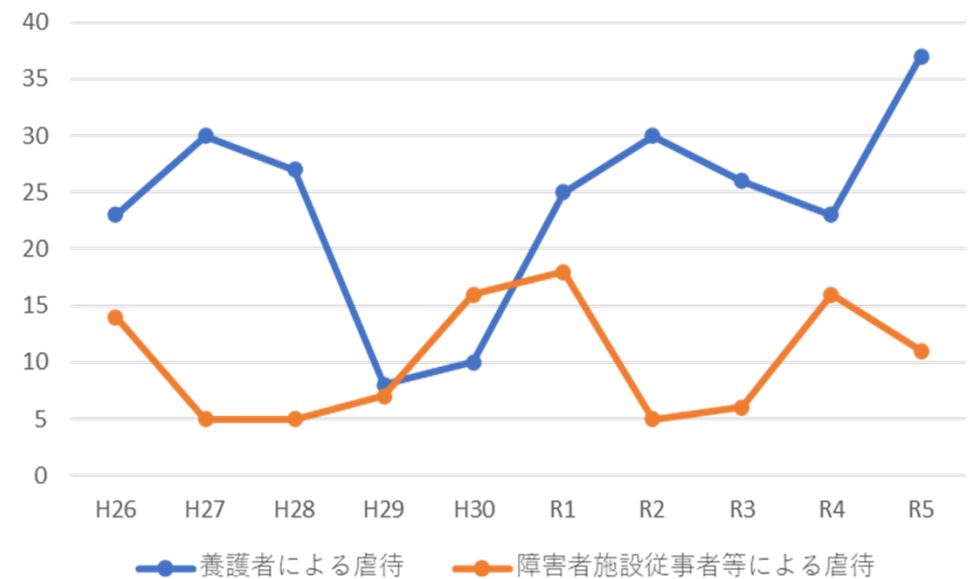
障害者虐待の件数（県及び市町の合計）

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
養護者による虐待	通報・相談件数	37	33	35	30	35	50	33	44	48	63
	虐待件数	23	30	27	8	10	25	30	26	23	37
障害者施設従事者等による虐待	通報・相談件数	38	36	26	37	48	45	36	38	54	55
	虐待件数	14	5	5	7	16	18	5	6	16	11

通報・相談件数



虐待件数



令和5年度障害者福祉施設従事者等による虐待状況

1. 虐待の種別・類型 ※複数計上あり

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待
件数	7	3	3	0	0
構成割合	53.85%	23.08%	23.08%	0%	0%

2. 被虐待者の障害種別 ※複数計上あり

種別	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病	その他
人数	4	12	2	2	0	0
構成割合	20.00%	60.00%	10.00%	10.00%	0%	0%

令和5年度障害者福祉施設従事者等による虐待状況

3. 障害者虐待が認められた事業所種別

	施設入所支援	共同生活援助	短期入所	放課後等デイサービス	就労継続支援A型
件数	5	2	1	2	1

4. 虐待者の職種

職種	サービス管理責任者	児童発達支援管理責任者	生活支援員	作業療法士	職業指導員	看護職員	児童指導員	その他の従業員
件数	1	2	7	1	1	1	2	2

令和5年度障害者福祉施設従事者等による虐待状況

5. 障害者総合支援法等の規定による権限の行使

区分	内容	件数
障害者総合支援法又は 児童福祉法による権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	8
	改善勧告	3
	改善命令	0
	指定の全部・一部停止	0
	指定取消	0
都道府県・中核市等による指導	一般指導	11

3. 事業所における障害者虐待防止対策

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

[現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

[見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

虐待防止のための委員会の3つの役割

第1 「虐待防止のための計画づくり」

- 虐待防止の研修
- 虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
- ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し
- マニュアルやチェックリストの作成と実施
- 掲示物等ツールの作成と掲示 等の年間計画、実施計画を作成する

第2 「虐待防止のチェックとモニタリング」

- チェックリストにより各職員が定期的に点検
- 結果を虐待防止マネージャー(サービス管理責任者)により管理者と委員会に報告
- 発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告
- 虐待発生リスクの場面、またその要因について検討
- 具体的な改善策(職員の研修計画、各部署の改善計画など)を講じる

第3 「虐待(不適切な対応事例)発生後の対応と総括」

- 虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と総括を行う

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・虐待防止のための計画づくり
- ・虐待防止のチェックとモニタリング
- ・虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

虐待防止委員会

委員長:管理者
委員:虐待防止責任者
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

合同開催
も可能

虐待防止委員会

委員長:管理者
委員:虐待防止責任者
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

合同開催
も可能

虐待防止委員会

委員長:管理者
委員:虐待防止責任者
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長
利用者や家族の代表者
苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化について
の検討 等

職員

職員

職員

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化について
の検討 等

職員

職員

職員

事業所

虐待防止責任者

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止責任者の役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析
- ・身体拘束に関する適正化について
の検討 等

職員

職員

職員

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の 1 % を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を 5 単位から所定単位数の 10 % に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を 5 単位から所定単位数の 1 % に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。**身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組み**といえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、**緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない**とされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない**とされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ **※以下のすべてを満たすこと**

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

最後に、、、

**県HPにも虐待の情報や参考資料を掲載して
おりますので、研修等にご活用ください。**
